

第38回全国夏期セミナー近畿大会in京都 理論講座(2019年7月28日) 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を実践につなげるために

田代 美江子
TASHIRO Mieko
埼玉大学教員、本誌編集長

はじめに

本稿は、2019年7月に開催された性教協全国夏期セミナーの理論講座で報告した内容をまとめたものです。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(以下「ガイダンス」)を実践につなげるための課題がどこにあるのか、特に日本における性教育をめぐる課題を、歴史的な観点から明らかにしました。それを踏まえ、包括的セクシュアリティ教育をめぐる国際的な潮流をさえるとともに、改訂版「ガイダンス」の内容を理解することで、それを実践につなげる可能性を模索したいと思います。

1. 日本におけるセクシュアリティ教育実現の課題はどこにあるのか —歴史的な観点から—

(1) 敗戦後の風俗対策としての「純潔教育」⁽¹⁾

1947年、文部省社会教育局長から都道府県宛に「純潔教育の実施について」(以下「実施について」という通達が出されました。純潔教育が、敗戦後の風俗対策の一環であったことは、この通達が、1946年11月に事務次官会議において決定された「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」(以下「私娼の取締」)がその出発点になっていることからも明らかです。「私娼の取締」による『闇の女』の発生の防止及び保護対策として「子女の教育指導によって正しい男女間の交際の指導・性道德の昂揚をはかる」等といった目的で進められたのが純潔教育でした。

つまり純潔教育は、敗戦直後の風俗対策を目的

に性道徳教育として展開されたのです。しかも、出発点となっている「私娼の取締」は、国家政策として敗戦直後から積極的に進められた「慰安政策」、つまり占領軍に対する国家管理売春の結果生み出されたものでした。それにもかかわらず、「私娼」の「発生を防止する」という、國家の責任を棚上げにする施策が「私娼の取締」であり、その政策の一環が純潔教育だったのです。

純潔教育施策は、47年の純潔教育委員会の設置から60年代半ば頃まで進められています。そうした中で、純潔教育の目的も徐々に変化していくように見えました。49年に出された「純潔教育基本要綱」では、「社会の純化を図り男女の道徳を確立する」「性道徳の高揚」といったことが強調されていましたが、55年に出された「純潔教育の普及徹底に関する建議」では、「人間の幸福と健全な社会生活」「科学的合理性」といった文言がみられます。性道徳中心の純潔教育から人権と科学を基盤にした性教育への変化の兆しにもみました。

(2) 「性教育」という文言を使わない 文部省・文科省

純潔教育が社会教育施策の中で展開された一方で、50年前後には、学校教育における「衛生」「健康教育」に性教育の内容が位置づけられつつありました。1949年には「保健体育科」が成立し、同じ年に出された「中学校保健計画実施要領」に

は「成熟期への到達」という項目の中で、青春期の発達や欲望、月経や射精、生殖などの内容が位置づけられていました。しかし、こうした内容は定着することなく、徐々に縮小、分散していきます。それまで性について学んだことのない現場の教員の問題はもちろんあったかもしれません。しかし、最も大きな原因と責任は文部省・文科省にあります。

このことは、文部省・文科省が性教育という用語を避け続けてきたことにもあらわれています。実際、文部省が性教育という用語を初めてタイトルに使用したのは、1999年の『学校における性教育の考え方・進め方』(以下『考え方・進め方』)です。

72年に日本性教育協会が文部大臣認可のもとに設立されたことは、性教育の研究組織を認めたという点で、性教育の推進に舵を切ったようにも思えました。しかしこの同じ年に文部省は、「純潔教育と性教育の関係について」という文書を出します。そこには、「純潔教育と性教育とは、本来、その意義、理念つまり目的および内容が異なるものではない」とし、「純潔教育と性教育とが同義語であるとの見解に立って、事務をすすめる」とあるのです。

これ以降、文部省・文科省が出す性教育に関する文書は、99年まで性教育という用語は使用せず、「性に関する指導」といった言葉でごまかされていきます。さすがに表立って「純潔教育」

(1) 詳細については、田代美江子「敗戦後日本における『純潔教育』克服の課題—未だなされていない性教育への転換—」『同時代史研究』第11号、2018、pp.35-51. 参照。

という用語は使っていませんが、86年に出された『生徒指導における性に関する指導』の中では、「純潔教育という言葉が学校教育の場でも用いられるようになった」ということについて無批判に取り上げられています。さらに、「『性教育』という言葉は、今日なお人によってその解釈が異なり、男女の身体的、生理的な事項やそれに関する問題の教育や問題行動の防止のための指導という狭い概念でとらえているものが少なくない」と、性教育に対しては逆に否定的な立場を示しています。

同様の立場が、先の『考え方・進め方』にも、ほとんど同じ文言で示されています。2007年に開催された、文科省中央教育審議会初等中等教育分科会の教育課程部会の議論の中でも同様の見解が示された上で⁽²⁾、性教育ではなく「性に関する指導」という言葉を用いるのだとされています。文科省がこうした立場を示したことは、各都道府県・市町村の性教育に関する「手引」にも大きな影響を及ぼしており、ほとんどの「手引」は性教育という用語を使用せず、「性に関する指導」となっています。

(3) 人権と科学に基づく性教育に対する攻撃を許す基盤 —権利としての教育の否定—

こうした文科省の態度は、日本の学校教育において「性に関する指導」はしても、性教育を推進

するつもりはないということを示しています。当然、学習指導要領に科学や人権に基づく性教育の内容を系統的に位置づける予定もありません。それ以上に深刻なことは、純潔教育を批判的にとらず、どちらかといえば、性道徳的な教育を推進したいというのが文科省の立場であり、このような文科省の態度は、人権と科学に基づく性教育への攻撃を許す基盤となっています。

2018年3月、東京都議会文教委員会で、足立区の中学校の「性の学習」実践が、中学生に避妊と中絶を教えていたことで、「不適切な性教育の指導がなされている」と問題にされました(本誌No.87参照)。包括的セクシュアリティ教育を推進するどころか、学校現場を萎縮させ、その実践を抑制するこうした攻撃が今でも起こるというのが日本の現実です。

これに対する東京都教育委員会の対応は、まさに文科省の立場を反映しているものだといえます。都教委の対応にはさまざまなレベルで問題がありますが、例えば、「集団指導」ではなく「個別指導」でやるべきという見解は、文科省が性教育という言葉を避け、「性に関する指導」という用語を推奨していることと関連しています。「集団指導」という表現も問題ですが、すべての子どもたちに性の学習を保障する授業実践を認めない立場を明らかにしているわけです。

都教委は、結局のところ、この足立区の中学校

の実践を容認することになりましたが、このことをきっかけに、「性教育の手引」を14年ぶりに改訂しました。七生養護学校事件後に出された前回の「性教育の手引」と比較すれば、すぐれた実践を「不適切」とし、それを抑制するような文言はなくなったものの、多くの課題が残されています(本誌No.92参照)。特に、「学校における性教育の内容」として「生物学的側面」「心理的側面」「社会的側面」の前に「生命尊重」が位置し、「指導事例」の多くが道徳教育として示されている点は、この手引の本質的な問題だといえます。結果、子どもたちの「主体的」な「意思決定や行動選択」を励ます、科学的根拠に基づいた知識や態度、スキルの習得にはなっていません。それは、画一的な「道徳的態度」を押しつける、つまり「権利としての教育」を否定するものであり、包括的セクシュアリティ教育とは対極にあるものだといえます。

2. 包括的セクシュアリティ教育をめぐる国際的潮流

(1) 「性の権利」としての包括的セクシュアリティ教育

日本がこうした状況にある中、「性の権利」としての包括的セクシュアリティ教育の実現に向けて、すでに世界は大きく動き出しています。1999

年に出された「性の権利宣言」(2014年改訂⁽³⁾)では、「性の権利が基礎におくのは、国際社会および各国・地域において策定された人権に関する文書、憲法や法律、人権保障に関する基準や原則、人間の性や性的健康に関する科学的知見においてすでに認知された普遍的人権である」と述べられています。さらに、「性の権利は、望みうる最高の性の健康を実現するために不可欠のもの」であり、「性の健康が達成され、保護され、満たされなければならない」と宣言されています。

そこで、掲げられている具体的な権利の一つとして、「教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利」があり、「人は誰も、教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する。包括的な性教育は、年齢に対して適切で、科学的に正しく、文化的能力に相応し、人権、ジェンダーの平等、セクシュアリティや快楽に対して肯定的なアプローチをその基礎に置くものでなければならない」とされています。「性の権利」の実現において、重要な位置を占める包括的セクシュアリティ教育の実現を推進するのが、2009年に初版が出された「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」(以下「ガイドンス」)です。包括的セクシュアリティ教育の科学的／理論的根拠を基に、セクシュアリティ教育の枠組みと具体的な課題を示す「ガイドンス」は、8カ国語で発信されており、実際、多くの国々のセクシュアリティ教育に影響を及ぼ

(2) 文部科学省 教育課程部会 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会(第17回)議事録、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/old_index.htm (2019年7月20日アクセス)

しています。

2018年に出された改訂版「ガイダンス」には、2009年の「ガイダンス」以降、「包括的セクシュアリティ教育のフィールドは急速に発展した」とあります。そして、「包括的セクシュアリティ教育のための科学的根拠がより強化され拡大する一方、多様な教育環境下で包括的セクシュアリティ教育プログラムが実践されたことによって、包括的セクシュアリティ教育への理解は深まり、教訓を得ることもできた」とあります。改訂版「ガイダンス」は、その新たな次のステップを示したもので、こうした国際的潮流から見れば、先述した日本の状況がいかに後れをとっているかは明白です。

(2) SDGsと「子どもの権利条約」 —人権をめぐる国際的な動向との 関連で—

日本の状況は、単に包括的セクシュアリティ教育において後れをとっているというだけの問題には留まりません。それは、日本における人権をめぐる深刻な状況を表しています。改訂版「ガイダンス」では、新しい段階の包括的セクシュアリティ教育の目的や位置づけと、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連を強調しています。SDGsは、「最

も脆弱な人々のニーズが満たされ、誰も置き去りにされない公正で公平、寛容、オープンで社会的に包摂的な世界を達成するため」の目標です。例えば、目標3には「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進すること」、また、目標5には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」など、包括的セクシュアリティ教育と直接関連する目標は複数あります。目標4には、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、教育こそが、SDGsの目標を達成するための基礎であると認識されています。包括的セクシュアリティ教育は、こうした人権をめぐる国際的な動向と結びついているということです。

また、改訂版「ガイダンス」は、関連する人権に関する文書として「子どもの権利条約」もあげています。しかし、日本政府は、「子どもの権利条約」の課題にも真剣に取り組んでいるとは思えません。2010年に出された子どもの権利委員会(以下、委員会)による第3回総括所見⁽⁴⁾では、「学校カリキュラムにリプロダクティブ・ヘルス教育を含めることを確保」すること、「10代の妊娠及びHIV/AIDS等の性感染症の予防を含む自己のリプロダクティブ・ヘルスに関する権利についての情報を十分に提供」することなどが勧告されています。それに対し、2016年によく出された「児

童の権利に関する条約第4・5回日本政府報告」(以下「政府報告」)⁽⁵⁾では、「学校における性・エイズに関する指導は、児童生徒が性に関する科学的知識を確実に身に付け、適切な行動をとることができるようにすることを目的に実施しており、学習指導要領に則り、学校教育活動全体を通じて行われている」とし、「学校カリキュラムにおいてはリプロダクティブ・ヘルス教育という用語は使用していないものの、これに関する内容は含んで」いるとしています。

しかし、先述した性教育への攻撃にも表れていくように、性交について扱うこと、中学生に避妊や中絶を教えることを抑制し、人間の性を位置づけない学習指導要領の中で、リプロダクティブ・ヘルスの内容を子ども・若者に教えているといえるでしょうか。こうした状況から考えれば、2019年2月に出された先の「政府報告」に対する委員会からの総括所見⁽⁶⁾において再度、性感染症の罹患率など日本の若者の状況に懸念が示され、「思春期の児童の性と生殖に関する健康について包括的政策をとるとともに、早期妊娠及び性感染症の防止に特に焦点を当て、思春期の女子及び男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保すること」があらためて勧告されたことは当然の結果だといえます。

3. 2018年改訂版「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の中の 包括的セクシュアリティ教育

以下では、改訂版「ガイダンス」を実践につなげる前提として、そこで示されている包括的セクシュアリティ教育とは何かについて理解を深めたいたいと思います。

(1) 包括的セクシュアリティ教育の 本質的な基盤

改訂版「ガイダンス」では、包括的セクシュアリティ教育を「セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的諸側面を扱うカリキュラムをベースにした教育と学習のプロセス」と定義しています。そして、子ども・若者たちが、「かれらの健康とウェルビーイング（幸福）、尊厳を実現すること」、「尊重された社会的・性的関係を育てるここと」、「かれらの選択が、自分自身と他者のウェルビーイング（幸福）にどのように影響するのかを考えること」ができるための知識やスキル、態度や価値観の形成を目的にしています。これらを通じて、「かれらが生涯を通じて、かれらの権利を守ること」を励ますことになるのだとしているのです。

また、「包括的」とは、ポジティブなセクシュアリティ観と満足のいく性と生殖に関する健康を実現するための学習者の知識とスキル、態度の発達

(4) 子どもの権利・教育・文化全国センター『ポケット版子どもの権利ノート』(10改訂版、2010年)を参照した。

(5) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272180.pdf> (2020年2月28日アクセス)

(6) 児童の権利委員会「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」(CRC/C/JPN/CO/4-5) 政府仮訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000464155.pdf> (2020年2月28日アクセス)

を意味している」と述べられており、さらに、包括的セクシュアリティ教育プログラムの核となる要素として、「人権という確固たる基盤」、「人間の発達の自然な要素としての幅広いセクシュアリティ概念」という共通点があるとされています。まさにここに、包括的セクシュアリティ教育の本質があります。

(2) 包括的セクシュアリティ教育の特徴

改訂版「ガイダンス」では、包括的セクシュアリティ教育の特徴として、以下の10項目があげられています。

- ・科学的に正確であること
- ・漸進的であること
- ・年齢や成長に即していること
- ・カリキュラムベースであること
- ・包括的であること
- ・人権的アプローチに基づいていること
- ・ジェンダー平等を基盤にしていること
- ・文化的関係と情況に適応させること
- ・変革的であること
- ・健康的な選択のために必要なライフスキルを発達させること

これらの特徴について、いくつか確認しておきたいと思います。

その一つは、「年齢・成長に即していること」という特徴についてです。これは、何歳で何をや

るべきといった硬直的な段階を指示するものではありません。それは、「幼少期からはじまり継続的に段階を経ながら進むカリキュラムに基づいていくこと」とされているように、学習が段階的に積み上げられていくことを意味しています。「ガイダンス」では、その年齢段階で学習する必要のある内容が示されていますが、それ以前の課題がクリアされていなければ、学習はその前から始められなければなりません。包括的セクシュアリティ教育において重要なことは、その社会の個々の子どもたちの学習課題、発達要求を見きわめ、必要な学習が展開されるということです。

第2に、「カリキュラムを基盤にしている」とあるように、包括的セクシュアリティ教育は、単発的なものではなく、教育目的に合わせて教育内容と学習支援が総合的に計画されたものでなくてはならないということです。しかもそれは、段階を経ながら進むものであり、包括的セクシュアリティ教育は、「これまでの学習に新しい情報を積み上げていくもので、スパイラル型カリキュラムのアプローチを用いるものである」という表現がされています。「ガイダンス」では、こうした特徴を満たす包括的セクシュアリティ教育の実現において、学校を基盤とすることが重視されています。

第3に、「その国や地域の文化と関連させる」とが特徴としてあげられていますが、これは、単にその地域の文化に迎合させることを意味しません。もし、それが人権的な課題に関わる場合は、「時

にそれに対抗することも実践・練習させること」が重要だとされています。

第4に、「学習者を変容させる」という特徴は、包括的セクシュアリティ教育においてきわめて重要です。それは、「健康的な選択のためのライフスキルを発達させる」という特徴とも関連し、「安全で、強制や暴力なしに責任をもって性的な行動選択を可能にする」こと、まさに若者たちの行動変容が目指されているのです。

(3) 新たに加わったキーコンセプト

改訂版「ガイダンス」の特徴をもっとも端的に反映しているのが、包括的セクシュアリティ教育の枠組みです。初版の「ガイダンス」では、6つのキーコンセプトで構成されていたセクシュアリティ教育の枠組みが、改訂版「ガイダンス」では以下のように8つになりました。

これら8つのキーコンセプトは、独立して存在するのではなく、「同等に重要で、相互に補強し合い、それぞれのコンセプトは他のコンセプトと一緒に教えられるよう意図されている」と述べられています。

〈2009年初版〉

1：人間関係
2：価値観、態度、スキル
3：文化、社会、人権
4：人間の発達
5：性的行動
6：性と生殖に関する健康

キーコンセプトの変化を見てみると、改訂版「ガイダンス」では、「ジェンダーの理解」と「暴力と安全確保」が新たな項目として立てられ、さらに、「セクシュアリティ」という用語も新たに使われています。

ジェンダーについての内容は、初版の「ガイダンス」においても「価値観・態度・スキル」と「文化、社会、人権」の中に組み込まれていましたが、別立てされたことによって、包括的セクシュアリティ教育の内容において、ジェンダーについての学習がより重要な要素として位置づけられたことがわかります。

もう一つの新たな項目「暴力と安全確保」には、初版「ガイダンス」のコンセプト「文化、社会、人権」の中で扱われていた虐待やいじめ、性暴力の内容が集約され、さらに、若者を取り巻く今日的な状況をふまえ、ICTs（情報通信技術）の内容が新たに加えられています。改訂版「ガイダンス」の第3章では、包括的セクシュアリティ教育の前提となる、若者の性と生殖に関する健康におけるニーズと、若者の健康とウェルビーイング（幸福）に影響する重要課題について述べられており、具体的

〈2018年改訂版〉

1：人間関係
2：価値・権利・文化・セクシュアリティ
3：ジェンダーの理解
4：暴力と安全確保
5：健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル
6：人間のからだと発達
7：セクシュアリティと性的行動
8：性と生殖に関する健康

な問題として、「ネットいじめ」「セクスティング」⁽⁷⁾があげられています。日本でも同様の課題があり、取り組みが進められつつありますが、それは「情報モラル教育」という用語にも表れているように、道徳的ニュアンスの強いものになっています。ICTsについての教育がセクシュアリティ教育だという認識はあまりないかもしれません。しかし、人権や科学を基盤とするICTsに関する学習は、包括的セクシュアリティ教育の重要な課題なのです。

4. 「ガイダンス」を実践につなげるための課題

包括的セクシュアリティ教育についての理解を前提に、「ガイダンス」を実践につなげるための課題について考えたいと思います。第1に、「ガイダンス」から学び、包括的セクシュアリティ教育の理解を深めることは大前提です。

第2に重要なことは、なんといっても実践づくりのための仲間をつくることです。包括的なセクシュアリティ教育を実現するためには、個人的な取り組みでは限界があります。また、実践をよりよいものに発展させていくためには、仲間との協働は不可欠です。この協働は、学校内の枠に留まらず、地域の専門家など学校外にも広げていくことが必要です。

第3に、これまで取り組んできた実践を、「ガイダンス」の視点から見直してみると、その作業は重

要です。新たな実践に挑戦することも必要ですが、セクシュアリティが包括的であるという理解に立てば、あらゆる教科での実践が可能であることがわかりますし、これまでの実践の中に包括的セクシュアリティ教育として位置づくものを見いだすことができるかもしれません。そうした実践を掘り起こし、その実践が、科学的に正確であるか、人権的アプローチに基づいているなど、包括的セクシュアリティ教育の特徴に照らし合わせて検討し、その意義の再確認をすることは、包括的セクシュアリティ教育の可能性を広げることにつながります。

第4に、これまで取り組んできた実践を系統立ててみることです。それによって、子どもたちに必要な学習課題として何が不足しているのかが明らかになるかもしれません。こうした努力は、包括的セクシュアリティ教育にとって必要なカリキュラムベースの、系統的、段階的な実践を実現していくことになります。

第5に、包括的セクシュアリティ教育は、子どもと共につくっていくということです。子どものニーズを見きわめること、子ども自身の活動を中心にしてみた実践を展開することなど、教育においては本来当然のことです。また、ほとんどのおとな・教員は、セクシュアリティについて学んだことがないですから、子どもたちと共に学んでいけばよいのです。こうした姿勢が、子どもと共に実践をつくる基本となります。

第6に、教科化された道徳を、人権を基盤とし

た実践につなげるということです。検定教科書を無批判に教え込めば、画一的な「道徳的態度」を子どもたちに押しつけることになります。それは、子どもたちの主体的な意思決定や行動選択を励ますものにはなりません。しかし、文科省も道徳科の指導のポイントとして「主体的・対話的で深い学び」ということをあげています。道徳科の中で、子どもの活動を中心にすえた実践が展開できれば、それは包括的セクシュアリティ教育を実践する貴重な機会にできるはずです。

おわりに

「ガイダンス」では、「学校を中心とした」包括的セクシュアリティ教育の実現が重視され、そのためのサポート体制が重要だとされています。「ガイダンス」が出された目的の一つには、「教育に携わる各省庁・政府機関に対し、地域や学校レベルの包括的性教育のためのサポート体制をどのように構築するかの指針を示すこと」とあり、学校における包括的セクシュアリティ教育を国レベルで推進し、サポートする国の責任が強調されてい

ます。しかし、すでに見てきたように、こうした責任を日本の政府・教育行政は果たそうとはしていません。それどころか、学習指導要領の拘束力を強化することで、人権と科学に基づく性教育に対する攻撃を許す状況を放置しています。これは、国民・市民の教育権に反し、権利としての教育を否定する深刻な問題です。

こうした状況だからこそ、人権を基盤とする包括的セクシュアリティ教育を、これから社会を担う子どもたちに保障するための挑戦は重要なものです。言い換えればそれは、「権利としての教育」を実現する社会への変革につながります。実際、包括的セクシュアリティ教育への取り組みは、子どもたちと教員との信頼関係をつくり、学校という社会を子どもの人権が大切にされる場に変えていきます。さらに言えば、包括的セクシュアリティ教育の実現は、単なる学校での実践づくりに留まるものではありません。包括的セクシュアリティ教育がすべての人に保障される社会の変革に、教員、親、すべての社会構成員が努力することなしに「権利としての教育」を私たちのものにすることはできないのです。

田代 美江子（たしろ・みえこ）
埼玉大学教育学部教員、一般社団法人“人間と性”教育研究協議会代表幹事、『季刊セクシュアリティ』編集長。専門分野はジェンダー教育学。特に、近現代日本における性教育の歴史、ジェンダー・セクシュアリティ平等と教育をめぐる諸問題を主な研究テーマとしている。近年では、東アジアにおける性教育研究に取り組んでいる。主な編著書に『教科書に見る世界の性教育』（かもがわ出版、2018）など。



(7) 性的なメッセージや写真をやりとりすること。